



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 10 日 (金)
号外第 79 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 天神川流域下水道条例の一部を改正する条例 (42) (水・大気環境課) 3
- ◇ 規 則 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則 (43) (空港港湾課) 4

=====公布された条例のあらまし=====

◇天神川流域下水道条例の一部改正について

1 条例の改正理由

下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例中引用する下水道法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取空港国際会館の利用を促進するため、利用時間を延長する。

2 規則の概要

- (1) 国際会館の利用時間を、午前8時から午後9時まで（現行 午前8時から午後6時まで）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

条 例

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の18第1項</u>において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の10第1項</u>において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

附 則

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）の施行の日から施行する。

規 則

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(利用時間)</p> <p>第1条の2 空港の施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、所長（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第141条の規定により設置された<u>空港管理事務所</u>の長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。） 午前8時から<u>午後9時まで</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(着陸料等の減免)</p> <p>第10条 条例第18条の規定により着陸料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 試験飛行のため空港の施設を利用するとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2～4 略</p> | <p>(利用時間)</p> <p>第1条の2 空港の施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、所長（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第141条の規定により設置された鳥取空港管理事務所</u>の長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。） 午前8時から<u>午後6時まで</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(着陸料等の減免)</p> <p>第10条 条例第18条の規定により着陸料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国土交通省大阪航空局鳥取空港出張所の長が認めた試験飛行のため空港の施設を利用するとき。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2～4 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。